



部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部-法規-本事 408	承認日	2013.4.1	2/2
介護事業所法令遵守規程					作成者 橋本 勝巳	承認者 原 和人

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川勤労者医療協会（以下法人と記す）における法令遵守推進のための体制の整備、法令違反等に関する通報の処理等に関する取扱を定めることにより、法人の活動の適法な運営に資することを目的とする。

(法令遵守責任者)

第2条 法人における法令遵守を図るために、法令遵守責任者を置く。

2 法令遵守責任者は、職員の法令遵守推進のために必要な指導および助言を行うとともに、職員の法令遵守に関する意識の向上および法令遵守を推進する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(研修)

第3条 法人の職員の法令遵守に関する意識及び知識の向上をはかるために研修会を開催する。

(法人内部監査の実施)

第4条 法令遵守責任者は、法人の行う事業が法的に適正に運営され、質的な向上をはかるために事業所に年1回の法人内監査を実施する。

2 他に、職員からの通報、患者・利用者からの苦情などから、法令遵守責任者が必要と認める場合には内部監査を実施する。

(是正措置)

第5条 前条の監査の結果、事業所管理者は不正が明らかになった場合は直ちに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は常任理事会がおこなう。

(施行)

第7条 この規程は2009年10月1日より施行する。